

「学校いじめ防止基本方針」

岩手大学教育学部附属特別支援学校
(最終改正 令和7年4月)

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介し、LINE等を始めとする各種SNS上での「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と、自己及び他者を尊重し、大切にすることを育てることが大切である。

本校では、すべての児童生徒が主体的に活動し、日々、学校生活に楽しみや喜びを感じながら、かつ、様々な人間関係づくりの学びを経験しながら学校生活を送ることができるよう、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめ問題に対する意識や認識を高める。そして、組織的にいじめの未然防止や早期対応、人間関係づくりの学びに取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。ただし、人間関係づくりの学びの途中にある児童生徒が、集団生活を学ぶ場として、学校生活の中で現代のいじめは、いつでもどこでも起こり得るという側面も有する。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教職員の日頃の児童生徒の様子観察や、速やかな報連相が大切である。
- (4) いじめは家庭での過ごし方や様子と関連する場合もあり、日頃からの情報交換が大切である。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。その場合は、ただちに盛岡東警察署をはじめとする警察とも連携を図る。

II いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員による取り組みについて

- (1) いじめは決して許されないという姿勢をもち、児童生徒の一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚を備えるように努める。
- (2) 学級や学年、学校が児童生徒の心の居場所となるように努め、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いの障がいや特性を認め合うような雰囲気づくりに取り組む。
- (3) 自己有用感を感じ、自尊感情を育むため、児童生徒一人一人が活躍し、認められる場がある教育活動を推進する。
- (4) すべての教師が分かる授業を心掛け、児童生徒に合わせた基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感がもてるようにする。
- (5) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発や必要な事柄が学べるように学部集会や

学級活動の充実に努める。

- (7) 保護者からの信頼と理解や協力が得られるように日頃から児童生徒の様子についての情報共有を行うとともに関係機関と連携を図る。

2 児童生徒に培う力とその取り組み

児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学校の一員として自覚できるような学校づくりを行う。また、学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努め、よりよい人間関係を構築するための能力として次のことが身に付くように指導する。

- (1) 相手の気持ちを考えたり、状況に応じたりして行動することについて
(2) 物事に対する考え方や解釈の多様性について
(3) ストレスの適切な対処方法について

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、校内教頭、学部主事、生徒指導主事、養護教諭

(2) 取組内容

ア 平常時

- ・ いじめ防止基本方針の策定や見直しに関すること
- ・ いじめの未然防止や早期発見に努めるための取組
- ・ 相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等
- ・ 児童生徒アンケート、保護者アンケート、職員アンケートの実施・分析・関係機関への報告

イ いじめ事案（疑い含）発生時

- ・ 情報収集と事実確認
- ・ 加害児童生徒（保護者含）に対する指導計画の作成とその実施
- ・ 被害児童生徒（保護者含）及び他の児童生徒（保護者含）に対する支援計画の作成とその実施

(3) 開催時期

年3回（4月、6月、12月）を定例開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

4 家庭・関係機関・地域との連携

- (1) 入学者説明会や学校経営方針説明会等の保護者が参加する会議等で、基本方針や取り組みについて説明を行う。その際に人間関係づくりを学ぶ場であることの観点として以下についても理解が得られるようにする。

○人間関係づくりの場としての学校について

- ・ 教師や保護者は学校が「人間関係づくりの練習」の場であることを理解する。
- ・ 子どもは年齢や発達段階に応じた「人間関係づくり」の方法と態度を獲得する必要がある。

○学校で生じる人間関係のトラブルの水準（段階）について

- ・ 自分自身や子ども同士で解決を図ることが可能なトラブル
- ・ 教師が必要に応じて介入しながら解決を図るトラブル
- ・ 「いじめ」として扱い、適切な指導を行う必要があるトラブル
- ・ 「犯罪」として扱い、警察と連携し、適切な措置を行う必要があるトラブル

- (2) 関係機関、地域からの情報提供及び情報の共有化、連携を図る。

5 教職員研修

いじめ防止対策等に関して教職員の指導力向上を図ることができるよう、いじめ防止対策に関する校内研修会を年1回実施する。（開催時期や研修内容は第1回定例会で検討する。）

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめに限らず人間関係のトラブルを抱えた際に児童生徒がすぐに相談できるように、日頃から児童生徒との信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 授業中はもとより、教室の移動時間、休み時間、着替えの時間等においても児童生徒の様子に

目を配る。

- (3) 遊びやふざけ合いに見えることでもいじめにつながる兆候やいじめの芽として捉え、速やかに予防的介入を行う。
- (4) 児童生徒の表情や些細な様子の変化も保護者や教職員間で情報共有を行い、連携が図られるようにする。
- (5) アンケート調査を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活における悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示すことで、児童生徒との信頼関係を深める。
- (6) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝える。

2 生活アンケート及び教育相談の実施

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査（５月・１１月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査（５月・１１月）
- (3) 教職員を対象としたアンケート調査（５月・１１月）
- (4) いじめが疑われる際の教育相談及び児童生徒からの聞き取り調査（随時）

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気が必要なことであり、大人に打ち明けることで、いじめ行為がエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応については細心の注意を払う。また、学校への相談をためらう場合も想定し、関係機関からのパンフレットを定期的に配付するなどして外部機関の相談窓口を積極的に紹介する。

- ・ 24時間子どもSOSダイヤル・・・0120-078-310（通話無料）
- ・ 岩手県教育委員会・・・019-623-7830
- メール相談・・・fureai@pref.iwate.jp
- ・ 総合教育センター・・・0198-27-2331（平日9:00～17:00）
- ・ いのちの電話・・・019-654-7575
- （月～土 12:00～21:00、日 12:00～18:00）
- ・ ヤングテレホンコーナー（岩手県警）・ 019-651-7867（平日9:00～17:45）
- ・ 子どもの人権110番（法務局）・・・0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめの問題に対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめ問題の解決に当たっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得たり、必要に応じて関係機関・専門機関と連携を図ったりしながら対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして組織的な対応をする。
- (2) 聞き取りにおいては、いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ちつつも、関係者からの情報収集を綿密に行いながら客観的に事実を確認する。
- (3) 収集した情報から生徒指導の範疇で対応する事案、委員会を開催する事案、警察への通報を要する事案のいずれに該当するかを適切に判断する。
- (4) いじめの事実が確認された場合は、直ちに以下の取り組みを行う。

- ア 加害児童生徒に対して・・・・・・指導方針と指導体制の確立
- イ 加害児童生徒保護者に対して・・・・調査結果の報告と指導方針・体制への理解と協力
- ウ 被害児童生徒に対して・・・・・・支援方針と支援体制の確立
- エ 被害児童生徒の保護者に対して・・・・調査結果の報告と支援方針・体制への理解と協力
- オ 他の児童生徒に対して・・・・・・必要に応じて指導や心のケア

- (5) いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒が共に望ましい学校生活を送ることができるよう教職員全体で連携を図りながら、指導を行う。
- (6) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条に基づいて懲戒を用いた指導を行うことも検討する。

V 重大な事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育学部長へ報告するとともに、学長を通じて文部科学大臣に報告する。
- (2) 児童生徒や保護者からいじめの重大事態に至ったという申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

＜学校が調査の主体となる場合＞

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「いじめ防止委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を岩手大学及び私立大学を管轄する知事に報告する。
- (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報については十分に配慮する。
- (6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。

＜学校の設置者（岩手大学）が調査の主体となる場合＞

設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

VI いじめの解消

いじめの解消については、謝罪をもって安易に解消とすることはせず、次の要件が満たされるかを聞き取りにより実施した上で慎重に判断することとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（いじめが止んでいる期間が少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は期間を延長し、状況を注視する。）
- ② 被害児童生徒（保護者含）が心身の苦痛を感じていないこと

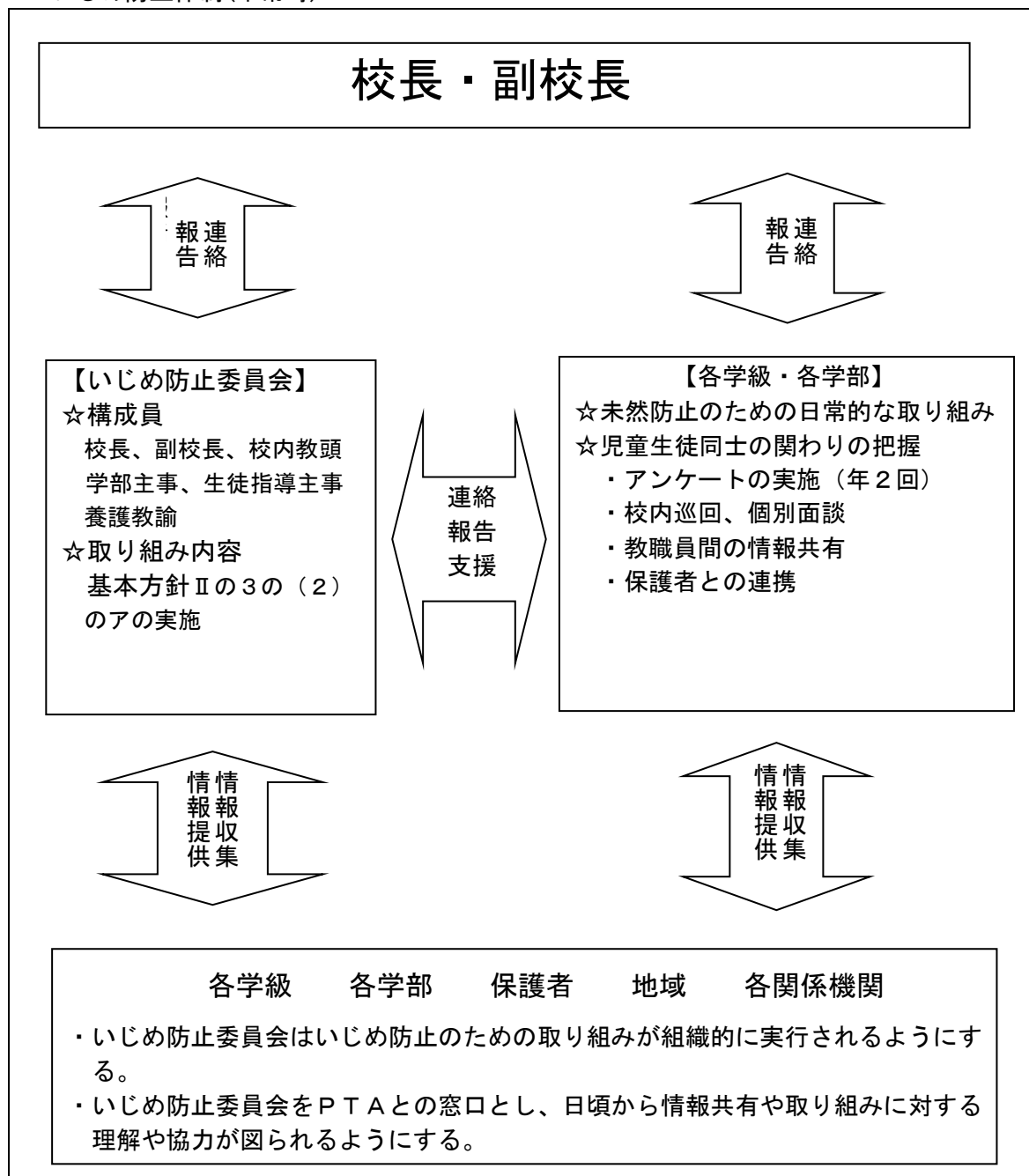
Ⅶ 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること
- いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること

資料：いじめの防止体制と組織図

1 いじめ防止体制（平常時）



2 いじめ防止体制（事案発生時）

いじめの発見



い じ め 防 止 委 員 会



情報収集と事実確認
調査の開始



※状況によって
大学へ第一報

被害児童生徒（保護者含）に対して 担任副担任・学部指導部・養護教諭 ○身柄の安全確保 ○事実確認の聞き取り	加害児童生徒（保護者含）に対して 生徒指導主事・担任副担任・学部指導部 ○いじめの即時停止 ○事実確認の聞き取り
関係する個人や職員等からの情報収集と事実確認	
情報収集や事実確認の聞き取りを行う際には以下に注意する。 ・ 情報収集や聞き取り調査は複数人で行う。 ・ 事実確認が取れるまで複数回に渡って実施する。 ・ 客観的事実の聞き取りに主眼を置き、当該児童生徒の指導は行わない。 ・ 聞き取りを実施したその都度、記録する。 ※記録は随時、いじめ防止委員会へ報告する。	

い じ め 防 止 委 員 会



他の児童生徒
へのケアや必
要な指導



事 実 関 係 の 報 告	
被害児童生徒（保護者含）に対して ・ 必要なケアや支援	加害児童生徒（保護者含）に対して ・ 必要な指導 ・ 内容や程度に応じて懲戒規定を用いた指導を検討



事案の内容や程度
に応じて
・ 警察への通報
・ 大学へ報告
・ 保護者説明会の開催
・ マスコミ対応

各学級 ↔ 各学部 ↔ 他学部

- ・ 事案解消に向けた取り組み（事案に起因した背景分析、解消に向けた具体的な取り組みの実施）・ 関係する所属集団の児童生徒へ必要なケア、指導、支援
- ・ 再発防止に向けた取り組みの計画と実施
- ・ 保護者への協力依頼、啓発、情報共有

3 いじめ防止体制（重大事態発生時）

